

様式第1号（第3条関係）

公共浄化槽設置申請書

年 月 日

福井市長 あて

住 所

氏 名

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

電 話

福井市公共浄化槽条例第4条第1項の規定により、公共浄化槽の設置を希望するので、下記のとおり申請します。

記

- 1 設置申請場所 福井市
- 2 設置住宅の種類 専用住宅(自家・借家)・その他
- 3 使用水道の種類
 - ・水道水
 - ・水道水以外
 - ・水道水と水道水以外の併用
- 4 住宅平面図 別紙のとおり
- 5 住宅の延べ面積 m^2
- 6 実使用人員 人(将来の使用人員 人)
- 7 その他 住宅の新築、増改築等特別の事情がある場合は、その旨を記載すること。

様式第2号（第5条関係）

公共浄化槽設置工事計画通知書

年 月 日

住 所

氏 名 様

福井市長

福井市公共浄化槽条例第4条第2項の規定により、公共浄化槽の設置工事計画を下記のとおり作成しましたので承認を求めます。

記

- | | | | | |
|----------|---------|---------|--|-----|
| 1 設置予定場所 | 福井市 | | | |
| 2 工事の内容 | 合併処理浄化槽 | 人槽の設置 | | |
| 3 工事の時期 | 工期（予定） | 年 月 日から | | 日まで |
| 4 そ の 他 | | | | |

様式第3号（第5条関係）

公共浄化槽設置工事計画承認書

年 月 日

福井市長 あて

申請者
住 所

氏 名

土地所有者（申請者と異なる場合）
住 所


氏 名

建築物所有（予定）者（申請者と異なる場合）
住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号で通知のあった 年度公共
浄化槽の設置工事について計画どおり承認します。

様式第4号（第6条関係）

納入通知書 兼 領収証書	
年度	集落排水事業会計
納期限 年 月 日	納付場所 福井市公営企業出納取扱金融機関 福井市公営企業収納取扱金融機関
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-right: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-right: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-right: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-right: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-right: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-right: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-right: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-right: 5px;"></div> <div style="margin-left: 5px;">住所</div> </div>	
氏名	様
公共浄化槽事業分担金	円
<p>上記の金額を納期限までに納入してください。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">福井市長</p> <p>上記の金額を領収しました。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> <p>福井市公営企業出納取扱金融機関</p> <p>福井市公営企業収納取扱金融機関</p> </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div>	

(注) この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、福井市長に対して審査請求をすることができます(なお、3月以内であっても、この通知の日から1年を経過すると審査請求をすることができません。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。この場合には、審査請求に対する判決のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、福井市を被告として(訴訟において福井市を代表する者は、福井市上下水道事業管理者となります。)、提起しなければなりません(なお、6月以内であっても、この判決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第5号（第7条関係）

公共浄化槽事業分担金徴収猶予申請書

年 月 日

福井市長 あて

住 所

氏 名

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

電 話

福井市公共浄化槽条例第9条の規定により、分担金の徴収猶予を受けたいので次のとおり申請します。

浄化槽設置場所	人 槽		分 担 金 額
		人槽	円
			円
			円
			円
徴収猶予希望期間	年 月 日まで		
申請の理由			

公共浄化槽事業分担金徴収猶予決定通知書

年 月 日

住 所

氏 名 様

福井市長

年 月 日付けで申請のあった分担金の徴収猶予について、次のとおり決定したので、福井市公共浄化槽条例施行規程第7条第2項の規定により通知します。

決 定	徴収猶予します	徴収猶予しません
決 定 の 理 由		

浄化槽設置場所	人 槽	分 担 金 額	徴 収 猶 予 期 間
	人槽	円	年 月 日まで
	人槽	円	年 月 日まで
	人槽	円	年 月 日まで
	人槽	円	年 月 日まで
備考			

(注) この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、福井市長に対して審査請求をすることができます(なお、3月以内であっても、この通知の日から1年を経過すると審査請求をすることができません。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。この場合には、審査請求に対する判決のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、福井市を被告として(訴訟において福井市を代表する者は、福井市上下水道事業管理者となります。)、提起しなければなりません(なお、6月以内であっても、この判決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第7号（第8条関係）

公共浄化槽事業分担金減免申請書

年 月 日

福井市長 あて

住 所

氏 名

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

電 話

福井市公共浄化槽条例第10条の規定により、分担金の減免を受けたいので申請します。

記

1 分担金の減免を必要とする理由

2 減免申請額

公共浄化槽事業分担金減免決定通知書

年 月 日

住 所

氏 名 様

福井市長

年 月 日付けで申請のあった分担金の減免について、次のとおり決定したので、福井市公共浄化槽条例施行規程第8条第2項の規定により通知します。

決 定	減免する	減免しない
決 定 の 理 由		

浄化槽設置場所	人 槽	① 分担金額	② 免除割合	①×②=③ 免 除 額	①-③ 差引分担額
	人槽	円	%	円	円
	人槽	円	%	円	円
	人槽	円	%	円	円
	人槽	円	%	円	円
	人槽	円	%	円	円

(注) この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、福井市長に対して審査請求をすることができます(なお、3月以内であっても、この通知の日から1年を経過すると審査請求をすることができません。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この場合には、審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、福井市を被告として(訴訟において福井市を代表する者は、福井市上下水道事業管理者となります。)、提起しなければなりません(なお、6月以内であっても、この裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第9号（第10条関係）

公共浄化槽使用開始(休止・廃止・再開)届出書

年 月 日

福井市長 あて

住 所

氏 名

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

電 話

福井市公共浄化槽条例第19条又は第26条第1項の規定により、公共浄化槽の使用について下記のとおり届け出ます。

記

浄化槽設置場所 福井市

開始等年月日 年 月 日 開始・休止・廃止・再開

世帯員異動報告書

年 月 日

福井市長 あて

住 所

氏 名

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

電 話

世帯員に異動がありましたので、福井市公共浄化槽条例施行規程第14条第1項第3号の規定により、次のとおり報告します。

浄化槽設置場所	福井市				
異動事由	出生 死亡 転入 転出 その他()				
勤	出 生	異動者氏名		出 生 日	
				年 月 日	
	死 亡	異動者氏名		死 亡 日	
				年 月 日	
	容 出	異動者氏名	転 居 日	前住所又は転居先	住民票の異動
			年 月 日		済・未
		年 月 日		済・未	
の 他	異動者氏名	異 動 日	異 動 理 由		
		年 月 日			
世帯人員	異 動 前	人	異 動 後	人	

特殊汚水排除量認定申告書

年 月 日

福井市長 あて

住 所

氏 名

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

電 話

福井市公共浄化槽条例第21条第3項の規定により、汚水排除量の認定を受けたいので、次のとおり申告します。

浄化槽設置場所	福井市						
業 種							
お客様番号					申告期間	年 期分(月、 月分)	
総使用水量 (ア)	水道水		井戸水		その他		計
	m ³		m ³		m ³		m ³
減量種別	冷却塔	ボイラー	製品含有	散水	その他()		
量 器	給水メータ ①	メータ番号	有効期限	今回指針(1)	前回指針(2)	(1)-(2)m ³	
		排出メータ ②					
	ブロー水量③	種 別		ブロー率・量			排出量 m ³
記	製品名	出荷高・原料使用量		含有水率・量		含有水量 m ³	
	減量水量計(イ) [(①-②)+(①-③)+④]						m ³
減量水量の割合(ウ) [減量水量計(イ)÷総使用水量(ア)×100]						%	
減量水量(エ)						m ³	
申告する汚水排除量(オ) [総使用水量(ア)-減量水量(エ)]						m ³	

※減量水量(エ)の記入方法

減量水量計(イ)が1期あたり100m³を超える場合 → (イ)の水量を記入する。

減量水量計(イ)が1期あたり100m³以下の場合 → 減水水量の割合(ウ)が20%以上ならば(イ)の水量を、20%未満ならば0を記入する。

様式第12号（第17条関係）

公共浄化槽使用料減免申請書

年 月 日

福井市長 あて

住 所

氏 名

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

電 話

福井市公共浄化槽条例第22条の規定に基づき、公共浄化槽使用料の減免を受けたいので、福井市公共浄化槽条例施行規程第17条第2項の規定により、次のとおり申請します。

浄化槽設置場所	福井市
使用水種別	水道水 井戸水 その他()
減免期間	年 期から(月、 月分)
減免種別	災害 漏水 その他()
申請事由	
摘要	

様式第13号（第17条、第18条関係）

減免
公共浄化槽使用料 決定通知書
徴収猶予

住所 年 月 日

氏名 様
福井市長

年 月 日付けで申請のあった公共浄化槽使用料の減免・徴収猶予について、次のとおり決定したので通知します。

決定区分	1 減免	2 徴収猶予	3 却下
減免 ・ の決定額 徴収猶予		年 期分	円
		年 期分	円
		年 期分	円
徴収猶予の場合の 猶予期間	年 期分	月 日から 月 日まで（ 月間）	
	年 期分	月 日から 月 日まで（ 月間）	
	年 期分	月 日から 月 日まで（ 月間）	
摘要			

（決定後の使用料内訳）

年度	月別	納入通知額	納入済額	減免 徴収猶予 決定額	差引	
					納入額	還付額
		円	円	円	円	円
合計						
備考						

(注) この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、福井市長に対して審査請求をすることができます(なお、3月以内であっても、この通知の日から1年を経過すると審査請求をすることができません。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この場合には、審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、福井市を被告として(訴訟において福井市を代表する者は、福井市上下水道事業管理者となります。)、提起しなければなりません(なお、6月以内であっても、この裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第14号（第18条関係）

公共浄化槽使用料徴収猶予申請書

年 月 日

福井市長 あて

住 所

氏 名

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

電 話

福井市公共浄化槽条例第22条の規定に基づき、公共浄化槽使用料の徴収猶予を受けたいので、福井市公共浄化槽条例施行規程第18条第3項の規定により、次のとおり申請します。

浄化槽設置場所	福井市
使用水種別	水道水 井戸水 その他()
猶予期間	年 期から(月、 月分)
猶予種別	災害 その他()
申請事由	
摘要	

公共浄化槽使用料徴収猶予取消通知書

年 月 日

住所

氏名 様

福井市長

年 月 日付けの使用料の徴収猶予については、下記の理由により取消
しとなりましたので、福井市公共浄化槽条例施行規程第19条の規定により通知します。

記

取消期日	年 月 日
取消理由	
未納金額	
納期限	

(注) この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、福井市長に対して審査請求をすることができます(なお、3月以内であっても、この通知の日から1年を経過すると審査請求をすることができません。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この場合には、審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、福井市を被告として(訴訟において福井市を代表する者は、福井市上下水道事業管理者となります。)、提起しなければなりません(なお、6月以内であっても、この裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

公共浄化槽加入者地位承継届出書

年 月 日

福井市長 あて

住 所

氏 名

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

電 話

福井市公共浄化槽条例第29条第2項の規定により、加入者の地位を承継したので、次のとおり届け出ます。

浄化槽設置場所		
変更後	氏名又は名称	
	住 所	
承継年月日		
承継の理由		
変更前	氏名又は名称	
	住 所	